

## *PwC Tax Insight (No.01/2018)*

### 移転価格条項の草案が閣議決定

Issue 08 January 2018



.....  
移転価格条項の草案が閣議決定  
されました。  
.....

2017年中旬に実施されたパブリック・ヒアリングを踏まえ、2018年1月3日、移転価格条項の草案が閣議決定されました。特に注意すべき点は以下の通りです。

1. 歳入局担当官は、納税者の収益、費用を市場価格まで更正する権限を有する。
2. 年間売上高が財務省令の定める最低売上高(3,000万バーツ未満)を超過する納税者は、歳入局のリスク分析のために、開示フォーマットに従って移転価格に関する情報の提出が求められる。
3. 納税者は、さらに歳入局長官が定める全ての移転価格情報を開示する移転価格文書(および関連する補助文書)を作成・準備し、開示フォーマットの提出後5年間保管しなければならない。
4. 上記の要件は、2017年1月1日以降に開始する会計期間から適用される。
5. 移転価格開示フォーマットと移転価格文書(および関連する補助文書)の提出を怠った場合、または正当な理由なく不完全で不正確な情報を提出した場合は、罰金が科される。

## PwCの見解

1. 一般的な税務条項の下では、歳入局担当官は納税者の収益を引き上げる、もしくは費用を引き下げることを行いますが、市場価格に更正するために収益を引き下げたり、費用を引き上げたりすることはしません。
2. 売上高3,000万バーツとは最低値であり、財務大臣はより高い売上高を条件設定することが可能です。
3. 移転価格文書(および関連する補助文書)の保管期間である5年間は、移転価格文書の提出期限日からではなく、実際の提出日から起算するものと考えられます。
4. 2018年1月3日のプレスリリースによると、財務省および評議会は、上記移転価格条項の適用開始時期を延期することを再検討中であるようです。
5. 不提出で、更に移転価格調整による納税額不足がある場合はそれぞれ個別に罰金が科されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

Somboon Weerawutiwong	魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) <a href="mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com">atsushi.uozumi@th.pwc.com</a>
Peerapat Poshyanonda	武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) <a href="mailto:jun.takebe@th.pwc.com">jun.takebe@th.pwc.com</a>
Ornjira Tangwongyodying	桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) <a href="mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com">aiko.kuwaki@th.pwc.com</a>
Janaiporn Khantasomboon	熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) <a href="mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com">kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com</a>
Niphan Srisukhumbowornchai	名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) <a href="mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com">tatsuki.nakaishi@th.pwc.com</a>
Panachai Anontanut	山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) <a href="mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com">mayumi.yamamoto@th.pwc.com</a>
	松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) <a href="mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com">matsushita.shuntaro@th.pwc.com</a>

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).